

## 入 札 説 明 書

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本説明書」という。）によるものとする。

なお、本説明書は、平成17年6月30日に公表した「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問及び意見に対する回答（以下これらを「実施方針等」という。）を反映したものであり、本説明書と実施方針等に相違がある場合には、本説明書の内容が優先する。

また、本説明書に記載がない事項については、本説明書に関する質問に対して回答することとする。

### 1 公告日

平成18年5月1日（月）

### 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優  
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

### 3 事業概要

#### (1) 事業名

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

#### (2) 対象施設

刑務所施設及び公務員宿舎（これらに附帯する工作物その他の施設を含む。以下「本施設」という。）

#### (3) 事業場所

島根県浜田市旭町丸原

#### (4) 事業内容

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき選定された事業として、開札の結果、選定された民間事業者（以下「落札者」という。）が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、SPCが、落札者の提出した提案に基づき、いわゆるBOT(Build-Operate-Transfer)方式により、新たに本施設の設計及び建設を行うとともに、設備、什器・備品等を調達、保有し、事業期間終了時まで本施設の維持管理及び一部の運営業務を行うことを事業内容とする。

本施設については、設備、什器・備品等と併せて、SPCが所有権を保有し、事業期間終了後、国に無償で譲渡することにより所有権を移転するものとする。

本事業の主な業務は、次のとおりであるが、詳細については、別添「島根あさひ社

会復帰促進センター整備・運営事業 施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）」（以下「事業契約書」という。）（資料１），「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 施設整備・維持管理業務要求水準書」（資料２），「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 運営業務要求水準書」（資料３）（以下資料２及び資料３を総称して「要求水準書」という。）を参照のこと。

ア 施設整備・施設維持管理業務

- (ア) 設計業務
- (イ) 建設業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 設計業務及び建設業務に伴う各種調査，申請等の業務
- (オ) 建築物保守管理業務
- (カ) 建築設備運転監視業務
- (キ) 修繕業務（大規模修繕業務を含む。）

イ 運営業務

< 総務 >

- (ア) 庶務事務支援業務
- (イ) 名籍事務支援業務
- (ウ) 各種統計作成支援業務
- (エ) 経理事務支援業務
- (オ) 領置事務支援業務
- (カ) 情報システム管理業務
- (キ) 運転業務

- (ク) 備品・消耗品管理業務

< 収容関連サービス >

- (ケ) 給食業務
- (コ) 衣類・寝具の提供業務
- (サ) 清掃業務
- (シ) その他収容関連サービス業務

< 警備 >

- (ス) 施設警備業務
- (セ) 収容監視業務
- (ソ) その他警備支援業務

< 作業 >

- (タ) 作業企画支援業務
- (チ) 技術指導業務
- (ツ) 職業訓練業務
- (テ) その他作業事務支援業務

< 教育 >

- (ト) 教育企画業務
- (ナ) 図書管理業務

(二) その他教育支援業務

< 医療 >

(ヌ) 健康診断業務

(ネ) 外部医療機関との連絡調整，レセプト審査業務

(ノ) 常備薬の管理業務

(ハ) 医療設備の維持管理業務

(ヒ) 医療関係事務

(フ) 理学療法の実施支援業務

< 分類事務支援 >

(ハ) 考査関係事務支援業務

(ホ) 審査関係事務支援業務

(マ) 保護関係事務支援業務

(5) 提供される業務要求水準

要求水準書によるものとする。

(6) 事業期間等

ア 事業期間

事業契約締結の日から平成38年3月31日までの期間とする。

イ 今後のスケジュール（予定）

平成18年5月1日 入札公告

5月8日 本説明書に関する説明会

5月15日 説明会議事概要公表

5月1日

） 本説明書に関する質問受付

5月15日

5月1日 入札価格算定の前提条件となる基準金利設定日

5月22日 質問に対する回答

6月26日

） 競争参加資格の確認（第1次審査）資料の受付

7月25日

8月1日 競争参加資格の確認（第1次審査）結果の通知

8月14日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期限

8月21日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答

9月22日 入札書及び第2次審査資料の提出

10月上旬 第2次審査資料のヒアリング

10月31日 開札及び落札者の決定

開札の結果，再度入札となった場合は以後の日程は変更となる。

11月上旬 落札者との基本協定の締結

12月上旬 S P Cとの事業契約の締結

平成20年 8 月 1 日 公務員宿舎の使用開始  
10月 1 日 刑務所施設の供用開始  
平成38年 3 月31日 事業終了

#### 4 競争参加資格

##### (1) 基本的要件

ア 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすること。

イ 応募グループは、構成企業（入札の結果、落札者に決定した場合において、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく株式会社として本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する企業をいう。以下同じ。）、協力企業（SPCから直接業務を受託し、又は請け負う企業をいう。以下同じ。）及び主幹事行（SPCに対して本事業の実施に必要な資金を貸し付けることを予定している金融機関（銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた者をいい、同法第47条第1項の規定により同法第4条第1項の免許を受けた者を含む。）を代表する者をいう。以下同じ。）で構成すること。

なお、応募グループは、次の各業務に携わる構成企業又は協力企業及び主幹事行をそれぞれ明らかにすること。

(ア) 設計業務

(イ) 工事監理業務

(ウ) 建設業務

(エ) 情報システム管理業務

(オ) 収容関連サービス業務

(カ) 警備業務

(キ) 作業業務

(ク) 教育業務

(ケ) 医療業務

(コ) 分類事務支援業務

ウ 構成企業には、上記イ(ウ)、(エ)及び(カ)の業務に携わる企業に加えて、物品・サービス調達事業の実績がある企業が含まれることとし、応募グループは、当該企業を明らかにすること。

エ 複数の業務を構成企業若しくは協力企業が兼ねて実施すること又は構成企業若しくは協力企業の間で分担することは妨げない。

オ 入札参加希望者は、構成企業の中から応募グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続を行うものとする。

カ 構成企業、協力企業及び主幹事行は、他の応募グループの構成企業、協力企業又は主幹事行になることはできない。

キ 代表企業、構成企業、協力企業又は主幹事行の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、国は、その事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

(2) 構成企業及び協力企業に共通の参加資格要件

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ、同令第72条に規定する資格を有する者であること。
- イ 本事業に係る業務に対応した一般競争参加資格の認定を受けている者であること（建設業務に携わる企業であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされているものにあつては、各手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがされていない者及び民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがされていない者であること（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
- エ 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から入札書及び第2次審査資料の提出期限の日までの期間に、法務省から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成7年1月23日付け法務省営第191号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であつて、指名停止期間が2週間以下のものである場合において、法令違反を根拠とするものでないときは、この限りでない。
- オ 国が本事業の検討を委託したPwCアドバイザリー株式会社、同社の協力事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び八千代エンジニアリング株式会社並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）。
- カ 本説明書5(2)に定める事業者選定委員会の委員が所属する企業及び当該企業と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

(3) 設計業務に携わる企業の参加資格要件

設計業務に携わる構成企業及び協力企業（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

- ア 法務省の平成17・18年度における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 設計業務を複数の企業が分担して行う場合には、すべての企業がア及びイの要件を満たすこと。

設計業務を分担する場合の「業務分野」の分類は、次による。

なお、入札参加希望者において、これらの業務分野のほかに、ランドスケープ

デザイン，インテリアデザイン，建築物の外観等の視覚的要素のデザイン，土木設計その他の独立した専門的分野を追加することは差し支えない。この場合には，新たに追加する業務分野，当該分野の具体的な業務内容，当該分野を追加する理由及び当該分野の主任担当技術者の経歴を明確にすること。

(ア) 建築 建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定める件（昭和54年建設省告示第1206号）における別表第2—1設計（以下「別表」という。）

(1)及び(2)

(イ) 構造 別表(3)及び(4)

(ウ) 電気設備 別表(5)及び(6)

(エ) 機械設備 別表(7)から(10)まで

(オ) 積算 別表(1)から(10)までにに関する積算業務

エ 次に掲げる業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置することができること。

なお，ウに掲げる業務分野以外の分野を追加する場合には，管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置すること。ただし，同主任担当技術者は，オ，キ及びクの要件を満たしていなければならない。

(ア) 管理技術者 設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務

(イ) 建築主任担当技術者 別表(1)及び(2)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(ウ) 構造主任担当技術者 別表(3)及び(4)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(エ) 電気設備主任担当技術者 別表(5)及び(6)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(オ) 機械設備主任担当技術者 別表(7)から(10)までの業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(カ) 積算主任担当技術者 別表(1)から(4)までの業務に関する積算業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

オ 管理技術者及び各主任担当技術者は，設計企業と6(4)の競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ 管理技術者，建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者については，一級建築士であること。また，電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は，一級建築士又は建築設備士であること。

キ 配置予定技術者が国家公務員である場合には国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条の規定に，地方公務員である場合には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に従った者であること。

ク 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置することができること。

(ア) 平成8年4月1日以降に業務が完了した(エ)に掲げる同種又は類似の実施設計業務（積算主任担当技術者にあつては，積算業務）に携わった実績を有する管理

技術者並びに建築主任担当技術者，構造主任担当技術者，電気設備主任担当技術者，機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

- (イ) (ア)の実績については，(I)のうち管理技術者並びに建築主任担当技術者，構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつては(I) a の項目に，電気設備主任担当技術者にあつては(I) b の項目に，機械設備主任担当技術者にあつては(I) c の項目に該当する実績を有する者であること。

なお，海外の実績についても，(I)の要件を満たしていることが必要である。

- (ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者は，それぞれ1名とし，互いに兼務することは認めない。また，参加表明書等に係る資料提出時点において，管理技術者又は各主任担当技術者を決定することができないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが，いずれの候補者も，次の(I)の要件を満たしていなければならない。

(I) 実績要件

- a 管理技術者，建築主任担当技術者，構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者

(a) 建物用途

- ・ 同種業務 法務省収容施設（刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院又は入国者収容所の収容区域内の施設をいい，収容区域外の職員宿舍，職員待機所等を除く。）
- ・ 類似業務 国又は地方公共団体の施設で，庁舎（一般行政事務に供される施設で，検察庁，法務局，税務署，郵便局，職業安定所等の単独庁舎，合同庁舎，港湾合同庁舎，総合庁舎等の施設をいう。），研究施設，研修施設，社会福祉施設又は医療施設

- (b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては地上2階建て以上，鉄骨造にあつては地上11階建て以上又は高さ31mを超えるもの

- (c) 建物規模 1棟の延べ面積 2,000m<sup>2</sup>以上

b 電気設備主任担当技術者

- (a) 建物用途 a(a)に同じ。

- (b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上2階建て以上

- (c) 建物規模 a(c)に同じ。

- (d) 工事種目 電気工事（動力設備及び電灯設備を含む。）

c 機械設備主任担当技術者

- (a) 建物用途 a(a)に同じ。

- (b) 構造・階数 b(b)に同じ。

- (c) 建物規模 a(c)に同じ。

- (d) 工事種目 管工事（衛生設備及び空気調和設備を含む。）

- ケ 管理技術者及び各主任担当技術者については，実施設計完了までの間，原則として変更を認めない。

コ 建築主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。契約予定のものも含む。）が原則として3件未満であること。

(4) 工事監理業務に携わる企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる構成企業及び協力企業（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

ア 法務省の平成17・18年度における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 工事監理業務を複数の企業が分担して行う場合には、すべての企業がア及びイの要件を満たすこと。

エ 次に掲げる業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置することができること。

なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次の該当する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

(ア) 工事監理者 建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項に規定する業務及び総括に関する業務

(イ) 建築監理主任技術者、構造監理主任技術者 別表(2)及び(4)に関する実施設計図書に基づく工事監理業務

(ウ) 電気設備監理主任技術者 別表(6)に関する実施設計図書に基づく工事監理業務

(エ) 機械設備監理主任技術者 別表(8)及び(10)に関する実施設計図書に基づく工事監理業務

オ 工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と6(4)の競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ 工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者は、一級建築士であること。また、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

キ 次に掲げる要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置することができること。

(ア) 平成8年4月1日以降に完成引渡し完了した、(イ)に掲げる要件を満たす新営工事について、基礎工事から完成までの一式工事の工事監理実績を有する工事監理者並びに建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者であること。

(イ) (ア)の実績については、(イ)のうち工事監理者並びに建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあつては(イ) a の項目に、電気設備監理主任技術者にあつては(イ) b の項目に、機械設備監理主任技術者にあつては(イ) c の項目に該当する実績を有する者であること。

(ウ) 監理技術者及び各監理主任技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、参加表明書等に係わる資料提出時点において、工事監理者又は

各監理主任技術者を決定することができないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、次の(I)の要件を満たしていなければならない。

(I) 実績要件

a 工事監理者，建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者

- (a) 建物用途 国又は地方公共団体の施設で、庁舎（一般行政事務に供される施設で、検察庁，法務局，税務署，郵便局，職業安定所等の単独庁舎，合同庁舎，港湾合同庁舎，総合庁舎等の施設をいう。），研究施設，研修施設，社会福祉施設又は医療施設
- (b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては地上2階建て以上，鉄骨造にあっては地上11階建て以上又は高さ31mを超えるもの
- (c) 建物規模 1棟の延べ面積 2,000㎡以上
- (d) 工事種目 建築一式工事。ただし，工事監理者については，建築一式工事のほか，動力設備，電灯設備，空気調和設備，給排水設備及び昇降機設備を含むこと。

b 電気設備監理主任技術者

- (a) 建物用途 a(a)に同じ。
- (b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上2階建て以上
- (c) 建物規模 a(c)に同じ。
- (d) 工事種目 電気工事（動力設備及び電灯設備を含む。）

c 機械設備監理主任技術者

- (a) 建物用途 a(a)に同じ。
- (b) 構造・階数 b(b)に同じ。
- (c) 建物規模 a(c)に同じ。
- (d) 工事種目 管工事（衛生設備及び空気調和設備を含む。）

ク 工事監理者及び各監理主任技術者については，対象施設の完成までの間，原則として変更を認めない。

(5) 建設業務に携わる企業の参加資格要件

建設業務に携わる構成企業及び協力企業（以下「建設企業」という。）は，次の要件を満たすこと。

ア 法務省の平成17・18年度における工事区分「建築一式工事」，「電気工事」又は「管工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 次の各工事に携わる建設企業は，法務省における一般競争参加資格の認定の際に算定した点数（総合数値）が，次の点数以上であること。

- (ア) 建築一式工事 1,300 点以上
- (イ) 電気工事 1,100 点以上
- (ウ) 管工事 1,100 点以上

ウ 次の各工事に携わる建設企業は，平成8年4月1日以降に元請として完成引渡

しが完了した(ア)から(ウ)に掲げる要件を満たす同種又は類似の新営工事のうち、基礎から完成までの一式工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ア) 建築工事

a 建物用途

(a) 同種工事 法務省収容施設（刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院又は入国者収容所の収容区域内の施設をいい，収容区域外の職員宿舍，職員待機所等を除く。）

(b) 類似工事 庁舎（国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいう。），事務所又はそれらの類似施設（事務室，会議室，研修室又は研究室が主要部分である建物をいう。）

b 構造・階数 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては地上2階建て以上，鉄骨造にあっては地上11階建て以上又は高さ31mを超えるもの

c 建物規模 1棟の延べ面積 2,000㎡以上

d 工事種目 建築一式工事

(イ) 電気設備工事

a 建物用途 (ア) a に同じ。

b 構造・階数 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上2階建て以上

c 建物規模 (ア) c に同じ。

d 工事種目 電気工事（動力設備及び電灯設備を含む。）

(ウ) 機械設備工事

a 建物用途 (ア) a に同じ。

b 構造・階数 (イ) b に同じ。

c 建物規模 (ア) c に同じ。

d 工事種目 管工事（衛生設備又は空気調和設備を含む。）

エ 各工事を複数の企業が共同して行う場合には，すべての企業がア，イ及びウの要件を満たすこと。

オ (ア)から(ウ)までの各工事に携わる建設企業は，それぞれ次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置することができること。また，参加表明書等に係わる資料提出時点において，主任技術者又は監理技術者を決定することができないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが，いずれの候補者についても，次の該当する要件を満たしていなければならない。

なお，複数の建設企業が(ア)，(イ)又は(ウ)の工事を共同して行う場合にあっては，そのうち1者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。ただし，工区又は工事種目ごとに分担して行う場合にあっては，それぞれの工区又は工事種目ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。

(ア) 建築工事

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。）
- b 平成8年4月1日以降に、ウ(ア)の要件を満たす同種又は類似の新営工事（建築一式工事）を元請として地業工事から完成までの一式工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること（「これに準ずる者」とは、次の者をいう。以下同じ。）
  - (a) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
  - (b) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けたものである場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
- d 主任技術者又は監理技術者は、建設企業と6(4)の競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 電気設備工事

- a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。）
- b 平成8年4月1日以降に、ウ(イ)の要件を満たす同種又は類似の新営工事を元請として基礎工事から完成までの一式工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- d 主任技術者又は監理技術者は、建設企業と6(4)の競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ウ) 機械設備工事

- a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械—流体機械」、「機械—暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。）
- b 平成8年4月1日以降に、ウ(ウ)の要件を満たす同種又は類似の新営工事を元請として基礎工事から完成までの一式工事の施工実績を有する者であること（共

同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。〕。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

d 主任技術者又は監理技術者は、建設企業と6(4)の競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ 主任技術者又は監理技術者については、対象施設の完成までの間、原則として変更を認めない。

キ 構成企業は、経常建設共同企業体及び建設協同組合でないこと。

#### (6) 維持管理業務に携わる企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる構成企業又は協力企業は、次の要件を満たすこと。

平成16・17・18年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「中国」で、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たすこと。

なお、大規模修繕を行う場合には、法務省の平成17・18年度における工事区分「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（ただし、大規模修繕工事を(5)の要件を満たす建設企業に再委託する場合はこの限りではない。）。

#### (7) 運營業務に携わる企業の参加資格要件

運營業務に携わる構成企業又は協力企業は、次の要件を満たすこと。

平成16・17・18年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」であり、競争参加地域が「中国」で、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たすこと。

#### (8) 情報システム管理業務に携わる企業の参加資格要件

(1)イ(I)の規定に基づき構成員となる情報システム管理業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。

電子機器、電子部品の製造業及びこれらに密接に関連する事業を営む者であつて、直近の決算期における売上高（連結ベース）が5,000億円を超えるものであること。

#### (9) 物品・サービス調達事業の実績を有する企業の参加資格要件

(1)ウの規定に基づき構成員となる物品・サービス調達業務の実績を有する企業は、次の要件を満たすこと。

直近の決算期における売上高（連結ベース）が1兆円を超える商社であること。

### 5 担当部局

〒100 - 8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房会計課契約審査官 高澤 弘幸

電話：03 - 3580 - 4111（内線2196）

### 6 競争参加資格の確認（第1次審査）等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加する意思があること及び4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、参加表明書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、4の(2)イ、(3)ア、(4)ア、(5)ア及びイ、(6)又は(7)の認定等を受けていない企業を含む者も、参加表明書等を提出することができるが、この場合においては、4の(2)ア及びウからカまでに掲げる要件を満たしており、かつ、4の(3)ア、(4)ア又は(5)ア及びイの認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4の(3)イからコまで、(4)イからクまで又は(5)ウからキまでに掲げる要件を満たしているときは、開札時において上記企業が4の(2)イ、(3)ア、(4)ア、(5)ア及びイ、(6)又は(7)に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

おって、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間： 平成18年6月26日(月)から同年7月25日(火)まで。行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、10時00分から17時00分まで。

イ 提出場所： 上記5に同じ。

ウ 提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電子メールによる提出は、受け付けない。

- (2) 提出書類は、別添「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)に従い作成すること。

- (3) 4の(3)ク(I)、(4)キ(I)及び(5)ウによる設計企業、工事監理企業及び建設企業並びに配置予定の技術者の実績確認は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における実績をもって行う。

- (4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うこととし、その結果は、平成18年8月1日(火)までに通知する。

- (5) 競争参加資格の確認後は、構成企業、協力企業又は主幹事行の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成企業、協力企業又は主幹事行を入札書及び第2次審査資料の提出日までに変更し、又は追加しようとする者にあっては、事前に国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4に掲げる競争参加資格を有することを確認することができる場合(当該変更又は追加をしようとする企業が、4の(2)イ、(3)ア、(4)ア、(5)ア及びイ、(6)又は(7)の認定等を受けていない企業(当該認定等に係る申請を行ったことを確認することができる企業に限る。)である場合には、当該企業が、4(2)ア及びウからカまでに掲げる要件を満たしており、かつ、4の(3)ア、(4)ア又は(5)ア及びイの認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4の(3)イからコまで、(4)イからクまで又は(5)ウから

キまでに掲げる要件を満たし，開札時において当該企業が4の(2)イ，(3)ア，(4)ア，(5)ア及びイ，(6)又は(7)に掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り，構成企業又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお，この場合においては，速やかに構成企業等変更届を様式集に従い提出すること。

(6) その他

ア 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は，提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書等は，落札者決定後，落札者以外の入札参加希望者から提出されたものについては返却する。

ウ (5)ただし書に該当する場合を除き，提出した参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。入札参加希望者は，様式集に従い，脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い，参加表明書等を作成すること。

エ 参加表明書等に関する問い合わせ先 5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は，支出負担行為担当官に対し，競争参加資格がないと認めた理由について，書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 平成18年8月14日(月)

イ 提出場所： 5に同じ。

ウ 提出方法： 書面は，持参することにより提出するものとし，郵送又は電子メールによる提出は，受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は，説明を求められたときは，平成18年8月21日(月)までに書面により回答する。

8 本説明書に対する質問

(1) 本説明書に対する質問がある場合には，様式集に従い質問書を提出すること。

ア 期間： 平成18年5月1日(月)から同年5月15日(月)17時00分までに必着のこと。

イ 方法： 質問の内容を簡潔にまとめて質問書(様式2)に記載し，電子メールにて Microsoft Excel により作成されたファイル添付により次の係あて提出のこと。着信については，質問者において確認のこと。添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは，受け付けない。

〒100 - 8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局総務課調査係

電話：03 - 3580 - 4111 (内線5841)

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

(2) (1)の質問に対する回答は，法務省(URL：http://www.moj.go.jp/)のホームページに掲載することにより公表する。

期間： 平成18年 5 月22日(月)10時00分から同年 7 月25日(火)17時00分まで

## 9 入札書及び第2次審査資料の提出

第1次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第2次審査資料を提出することができる。ただし、以下の提出日時に入札書及び第2次審査資料を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限： 平成18年 9 月22日(金)17時00分まで（ただし、郵送による提出の受領期限は、平成18年 9 月21日17時00分まで）
- (2) 提出場所： 5に同じ。
- (3) 提出方法： (2)の提出場所への持参又は郵送(書留郵便に限る。)により行うものとし、書留郵便以外での郵送又は電子メールによる提出は、受け付けない。

## 10 入札方法等

### (1) 入札方法

- ア 入札参加者は、本説明書及び本説明書に関する質問に対する回答に従い、入札書を提出しなければならない。
- イ 入札書は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- ウ 入札書は、様式集に従い作成し、記名・押印の上、封かんし、入札参加者の氏名（応募グループ名及び代表企業名）を表記し、公告に示した時刻までに提出しなければならない。
- エ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官から競争参加資格が有ることを確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。
- オ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- カ 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

### (2) 入札の辞退

入札参加者は、次のとおり申し出ることにより、いつでも入札を辞退することができる。

- ア 入札執行前にあっては、様式集に従い「入札辞退届」を9(2)の提出場所に直接持参し、又は郵送（ただし、郵送による場合には、平成18年 9 月21日17時00分までに到達するものに限る。）して行う。
- イ 入札執行中にあっては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

### (3) 公正な入札の確保

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入

札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず，独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は，落札者の決定前に，他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し，又は不穩の行動をなす等の場合において，入札を公正に執行することができないと認められるときは，当該入札参加者を入札に参加させず，又は入札の執行を延期し，若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については，「P F I 事業費の支払方法及びP F I 事業費の支払額の改定（案）」（資料４）を参照すること。

なお，契約金額は，入札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

(6) 入札執行回数は，原則として２回を限度とする。２回目の入札の執行は，支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

## 11 第２次審査資料等

(1) 第２次審査資料は，様式集に従い作成すること。

(2) 第２次審査資料の作成及び提出に係る費用は，入札参加者の負担とする。

(3) 第２次審査資料の取扱い・著作権

ア 著作権

第２次審査資料の著作権は，入札参加者に帰属する。

なお，本事業の公表その他国が必要と認めるときは，国は，第２次審査資料の全部又は一部を使用することができるものとする。

また，契約に至らなかった入札参加者の第２次審査資料は，本事業の公表以外には使用せず，落札者決定後，提出者に返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，入札参加者が負う。

(4) 国が提供する資料は，入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第２次審査資料提出後は，第２次審査資料の変更はできない。

(7) 第２次審査資料に関する問い合わせ先は５に同じ。

## 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。ただし，S P Cは，建設工事の履行を確保するため，各事業着手日から本施設の運営開始日の前日までを期間として，本施設に係る建設工事費，調査設計費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について，支出負担行為担当官又はS P Cを被保険者とする履行保証保険契約を締結し，事業契約の締結後速

やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に寄託すること。

なお、SPCを被保険者とする履行保証保険契約が設計企業、建設企業及び工事監理企業によって締結される場合には、SPCの負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官のために設定するものとする。

### 13 開札

- (1) 日 時： 平成18年10月31日(火)14時00分
- (2) 場 所： 〒100 - 8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
法務省大臣官房会計課入札室
- (3) その他： 入札者（代表企業）又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

### 14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札  
なお、支出負担行為担当官から競争参加資格があることを確認された者であっても、入札書及び第2次審査資料の提出期限の日までに4に掲げる資格を失ったものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 「入札参加表明書」に記載された代表企業以外の者がした入札
- (4) 参加表明書等その他の一切の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札
- (10) その他本説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

### 15 落札者の選定方法等

#### (1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予決令第91条第2項）により落札者を選定する。また、本事業は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象であり、本事業の落札者の選定手続については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

#### (2) 落札者の選定体制

国は、落札者の選定に当たり、P F I 法第 8 条に定める客観的な評価を行うため、平成17年 9 月16日付けで法務省内に設置した「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業事業者選定委員会」(以下「事業者選定委員会」という。)に対し、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議をゆだね、事業者選定委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

事業者選定委員会の委員構成は、以下のとおり。

委員長 一橋大学大学院商学研究科長 山内 弘隆  
委員 青森大学社会学部教授 見城 美枝子  
委員 中央大学法学部教授 藤本 哲也  
委員 共立女子大学家政学部教授 八木澤 壮一  
委員 島根県東京事務所長 山根 徳久  
委員 法務省大臣官房参事官(矯正担当)  
委員 府中刑務所総務部長  
委員 矯正研修所大阪支所教頭  
委員 宇都宮少年鑑別所長  
委員 八王子医療刑務所医療部長

### (3) 落札者の選定方法

国は、次の手順により本事業の落札者を選定する。

#### ア 第 1 次審査

第 1 次審査は、入札参加希望者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第 1 次審査資料について、資料作成の不備の有無、本説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格がないと認められる者を欠格とする。

なお、第 1 次審査は、第 2 次審査資料を提出することができる有資格者を選定するものであり、その結果は、第 2 次審査に影響を与えるものではない。

#### イ 第 2 次審査

(ア) 第 2 次審査は、総合評価落札方式により本事業の落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)(資料 5)に定める評価項目及び得点配分により評価する。

(イ) 国は、入札参加者が提出した第 2 次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を事業者選定委員会にゆだねる。

(ウ) 事業計画の提案内容の評価は、要求水準を満たしているものには基礎点を得点として与え、さらに、選定基準に定める各評価項目について、要求水準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

(エ) 国は、事業計画の提案内容の評価に関する事業者選定委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目があ

る提案を不採用とする。

(オ) 必要に応じ、審査過程において第2次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。ヒアリングの日時は、追って通知する。

#### ウ 開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、予決令第85条の規定に基づく基準に該当する場合には、予決令第86条の規定に基づく調査を行う場合がある。

#### エ 総合評価

(ア) 入札参加者は、入札書及び第2次審査資料(以下これらを「事業提案」という。)をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札参加者からの事業提案を選定基準に基づき審査する。

なお、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合には、その部分は、採点の対象としない。

a 事業提案が要求水準のすべてを満たしているか否かについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を満たしている場合には適格とし、一項目でも満たしていない場合(記載がない場合も含む。)には不合格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

b 事業提案のうち国が特に重視する項目(加点項目)について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。

評価項目は、基本方針、事業計画、施設整備・維持管理及び運営の4項目とする。

(ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### オ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が選定された落札者と基本協定を締結した後に公表する。

### 16 基本協定の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業基本協定書(案)」(以下「基本協定書」という。)(資料6)により、国(支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長)と基本協定を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

### 17 特別目的会社の設立等

(1) S P C の設立

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として S P C を事業契約締結時まで設立するものとする。ただし、次の要件に該当する役員がないことを要する。

ア 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(2) S P C への出資

ア 構成企業は、必ず出資することとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大であること。また、構成企業は、事業期間全体にわたって、S P C の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

なお、構成企業以外の者が S P C の出資者となることは可能であるが、当該出資者の S P C の株主総会における全議決権は、事業期間全体にわたって、2 分の 1 未満であること。

イ 構成企業である株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで S P C の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

18 事業契約の締結

(1) 契約書作成の可否等

事業契約書により作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

S P C は、落札決定後 2 か月以内に、事業契約書により、国（支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長）と事業契約を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税相当額を加えた金額とする。

19 附随的事業の実施

S P C は、本事業地内において、本施設の用途又は目的を妨げない限度で、国の承諾を受けて、有償により、自らの収益に資する施設の設計、建設、維持管理及び運営に係る業務を実施することができる。この場合には、S P C は、附随的事業の実施に必要な一切の費用を負担するほか、必要な許認可等についても自らの責任で行うこととする。

20 手続における交渉の有無

無

21 支払条件

「PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定(案)」(資料4)を参照のこと。

22 保険等付保の要否

事業契約書(案)別紙6を参照のこと。

23 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関しては、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0381(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

24 関連情報を入手するための照会窓口

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局総務課調査係

電話：03-3580-4111(内線5841)

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

25 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本件説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本件説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 参加表明書等又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用するものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案は、この限りでない。
- (6) 国が落札者を決定することにより、落札者の事業提案に係る責任が軽減されるものではない。
- (7) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は、自らの責任において当該融資を利用することを前提として提案することができる。

当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこととされたい。ただし、当該融資を基に提案する場合には、民間金融機関と同様の条件を前提とすることとし、国は、当該融資制度の趣旨がPFI事業の安定性向上等にあることにかんがみ、同行からの資金調達が可能となった際にも契約金額の見直しは行わない。